

社会福祉法人 瑞幸会 役員等報酬規程一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞幸会(以下「本法人」という。)定款第8条、第22条及び評議員選任解任委員会の運営に関する規程第10条に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬については、支給しないものとする。

2 前項の規定に関わらず理事長が法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示または理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次とおり費用を弁償する。ただし、施設長等施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合の費用弁償

理事及び監事	8,000円
評議員	8,000円
評議員選任解任委員	8,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

監事	8,000円
----	--------

2 交通費等の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準をして公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日一部改正

別表 1

	<u>報酬</u>
理事長報酬(日額)	30,000 円
理事長報酬(半日額)	15,000 円